

## 貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和2年11月)

11月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所	所在地	処分年月日	処分内容	違反の条項	主たる違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社陸運（法人番号8450001011349）代表者森高義男	北海道旭川市東旭川北3条6丁目4番10号		本社営業所	北海道旭川市東旭川北3条6丁目4番10号		R2.11.6	文書警告		貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2 他1件	令和2年10月21日、第一当事者と推定される死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 （1）整備管理者の選任（変更）届出義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条の2）、（2）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第10条第1項）	0	0
2	株式会社トーマスコーポレーション（法人番号3440001007253）代表者齋藤力	北海道函館市昭和1丁目22番4号		本社営業所	北海道函館市昭和1丁目22番4号		R2.11.9	文書警告		貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他1件	令和2年9月30日、第一当事者と推定される死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 （1）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、（2）点呼の実施義務違反（安全規則第7条第1項、第2項、第3項）	0	0
3	名島運輸有限会社（法人番号1430002054900）代表者橋本重春	北海道小樽市築港6-12		本社営業所	北海道小樽市築港6-12		R2.11.10	文書警告		貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2	令和2年10月8日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。（1）定期点検整備の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2）	0	0
4	株式会社興和産業（法人番号7460101005804）代表者佐藤泰将	北海道河西郡中札内村興和東4線206-2		本社営業所	北海道河西郡中札内村興和東4線206-2		R2.11.18	輸送施設の使用停止（90日車）及び文書警告		貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 他12件	令和2年8月25日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。13件の違反が認められた。（1）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、（2）疾病・疲労等のおそれのある乗務（安全規則第3条第6項）、（3）整備不良車両等運行（安全規則第3条の2）、（4）整備管理者の選任（変更）届出義務違反（安全規則第3条の2）、（5）点呼の記録義務違反（安全規則第7条第5項）、（6）乗務等の記録義務違反（安全規則第8条）、（7）乗務等の記録事項義務違反（安全規則第8条）、（8）運行記録計による記録義務違反（安全規則第9条）、（9）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第10条第1項）、（10）運転者に対する指導監督の記録事項義務違反（安全規則第10条第1項）、（11）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第10条第2項）、（12）運行管理者の選任（解任）届出義務違反（安全規則第19条）、（13）報告義務違反（貨物自動車運送事業法第60条第1項）	9	9

